

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所の所在地
名称
氏名

(記載上の注意)

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 特定信用事業代理業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における特定信用事業代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属組合等

所属組合名	特定信用事業代理業再委託者名		特定信用事業代理業の業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契約 年 月 日	

(記載上の注意)

- 1 「所属組合名」欄は、当期末現在における所属組合(農業協同組合法(以下「法」という。)第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。
- 2 「特定信用事業代理業再委託者名」欄は、特定信用事業代理業再委託者(法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の58第2項に規定する特定信用事業代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときに限り、当該特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び特定信用事業代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「特定信用事業代理業の業務の内容」欄は、所属組合のために行う特定信用事業代理業の業務の内容を記載すること。

4 使用人の状況

	使用人
総数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	所属組合名	特定信用事業代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属組合名」欄及び「特定信用事業代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属組合のために特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件 数	残 高	件 数	残 高	件 数	残 高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件 数	媒介額	件 数	媒介額	件 数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第92条の2第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属組合ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(2) 貯金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属組合名	流動性貯金		うち当座貯金		定期性貯金		合 計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における貯金の口座数及び残高を所属組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所属組合名	流動性貯金		うち当座貯金		定期性貯金	合 計 (その他を含む。)
	件 数	件 数	件 数	件 数		
合 計						

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第92条の2第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属組合ごとに記載すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属組合名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

1 「代理」欄は、当期中における法第92条の2第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2 「媒介」欄は、当期中における法第92条の2第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

所属組合名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属組合(特定信用事業代理業再受託者(法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の58第2項に規定する特定信用事業代理業再受託者をいう。))にあつては、特定信用事業代理業再委託者)から得た特定信用事業代理業に係る手数料の金額を記載すること。